

第4章 計画の推進

この計画を横断的、効果的に推進するため、全庁的な体制で取組むとともに、主体である市民と行政がともに参画し男女共同参画社会の実現を促進するため、次のような体制を確保する必要があります。

具体的施策の担当部署及び事業内容

<基本方針1> 人権の尊重と男女平等社会の構築

【目標1】 固定的な性別役割分担に基づく慣習・制度の見直し

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(1)	男女共同参画の視点に立った様々な固定的慣習や制度の見直し	【企画政策課】	・固定的な慣習や制度についての研修・講座の実施 ・制度見直しについては、担当部署への働きかけを行う ・固定的慣習を見直すための啓発活動
(2)	男女共同参画都市宣言事業の実施	【企画政策課】	
(3)	男女平等条例の制定及び周知徹底	【企画政策課】	
(4)	社会制度・慣習に対する実態調査	【企画政策課】	・男女共同参画に関する実態調査・意識調査の実施 (市民、職員それぞれを対象に調査を実施) ・地域連絡会を活用した地域における実態調査・意識調査の実施
(5)	「はごろもレディ」の名称見直しと性別にとらわれない選び方	【商工振興課】	・名称の「レディ」を改め、対象を“男女”に拡大するよう主催側へ働きかけを行う ・先進事例の調査・研究
(6)	固定的性別役割分担の解消に向けた研修・学習会、啓発イベントの開催	【企画政策課】【めぶき】【人事課】【保育課】【介護長寿課】【健康増進課】【中央公民館】【指導課】	・家庭、地域、学校、職場などの場面にある固定的な性別役割分担・分業を見直す場として研修・学習会を実施する
(7)	女性、男性問題を学ぶ講座の開設(トーマー問題等)	【めぶき】	・めぶき講座の実施
(8)	行政が作成する広報・出版物における固定的性別役割分担や性差別につながらない表現の徹底	【全部署】	・市で作成するチラシ・ポスター、市報を含む刊行物、HP等における表現の見直し ・企画(男女)において、表現のチェック及び表現方法等の周知

【目標2】 行政・市民・事業者の意識変革の確立

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(9)	男女共同参画に関わる調査・研究の推進、情報の収集・提供、相談の充実及び啓発・広報活動の推進	【企画政策課】【めぶき】	・(企男女)市が実施する(市民対象の)調査の中で、男女共同参画の視点での設問を設定してもらうよう調整を行う ・(企男女)男女共同参画に関する情報提供と啓発・広報活動の実施(市報、HP等を活用) ・(めぶき)女性相談の充実・周知
(10)	ホームページを活用した男女共同参画に関する情報提供	【企画政策課】【めぶき】	・めぶきHPの月次更新と、男女共同参画係HPの更新 ・男女共同参画係が実施するイベント・派遣事業等の情報掲載

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(11)	男女共同参画計画が政策に反映されるように、管理職をはじめ、市職員への計画の周知徹底及び意識改革を図る(研修、啓発誌等)	【企画政策課】【人事課】	・(企男女)職員ポータル等を活用した計画の周知 ・(人事)管理職をはじめ、職員の意識改革を図るための研修の実施
(12)	全庁的に啓発を浸透させるための手段としての男女共同参画推進モデル課の設置及びその奨励・紹介	【企画政策課】	・推進モデル課の設置検討(宣言都市事業とのタイアップ事業としての検討)や、職場における推進例などの情報提供
(13)	メディア・リテラシーを育成する情報教育	【めぶき】【中央公民館】	・メディア・リテラシーに関する講座の開催
(14)	地域における男女共同参画に関する学習の推進	【市民生活課】 【企画政策課】	・各自治会組織(自治会長会、老人会、婦人会、青年会等)を対象とした学習会の設定、啓発活動の実施 ・地域連絡会委員による地域での啓発活動の実施
(15)	家庭における男女平等意識の確立及び男女共同参画の促進のための情報発信	【企画政策課】【めぶき】【中央公民館】	・市報や地域連絡会委員等を通じた地域への啓発及び情報提供 ・参画週間やフォーラムにおける啓発 ・中央公民館講座やめぶき講座に組み込んで啓発
(16)	教育者、指導者を対象にした男女共同参画に関する啓発・研修の実施	【青少年ホーム】【保育課】 【生涯学習課】【中央公民館】 【指導課】	・社会教育の指導者に対する研修の実施や啓発資料の配布 ・保育園、幼稚園の園長会等において啓発(研修会の実施や地域連絡会による啓発活動の実施、啓発リーフ配布など) ・校長・教頭、教職員を対象とした研修の実施や啓発資料の配布
(17)	学校教育と社会教育の連携による男女平等意識を高める学習機会の充実	【生涯学習課】【指導課】	・市子連や市P連等、社会教育団体と学校との連携による講演会等の実施
(18)	男女混合名簿の実施	【指導課】【保育課】	・保育所～中学校において男女混合名簿導入の促進 ・校長会、教頭会、教務主任研究主任合同研修会等において男女混合名簿の意義について説明を行う ・混合名簿に関する実態・意識調査の実施
(19)	学校教育における、あらゆる機会を通じた人権と男女平等教育の実施	【指導課】	・各教科、総合的な学習の時間や道徳の時間を活用して男女平等に関する学習の場の設定 ・その他、運動会やクラブ活動等、あらゆる場面で男女平等意識を養うための教育を行う
(20)	子どもの個性を尊重した固定的性別役割にとらわれない家庭教育推進のための保護者に対する啓発	【保育課】【指導課】	・保育所や小・中学校にて啓発(啓発リーフの配布、たよりの啓発) ・PTA総会や保護者会等にて啓発の場を設ける(講演会など)
(21)	事業所における男女共同参画に関する研修・学習	【商工振興課】	・事業所を対象にした講演会、学習会の開催 ・商工会だより等にて情報提供(男女共同参画係との連携)

【目標3】男女共同参画に関する拠点施設の拡充と環境整備

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(22)	ジェンダー・イコールの視点を取り入れた講座の開設と各種事業を行う	【めぶき】	

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(23)	女性自身の意識改革やエンパワーメントのための講座の開設及び交流	【めぶき】	・女性がエンパワーにむけた交流事業の企画(めぶきを活用した交流事業の検討) ・女性自身の意識改革(社会参画意欲を高めるため)の講座の開催 ・施設の利用者間ネットワークづくりと、めぶきフェスタの開催
(24)	ライフステージに応じた男女共同参画に関する資料の収集と情報提供	【企画政策課】【めぶき】	・(企男女)壮年期や子育て、介護などライフステージに応じた情報の収集と提供(市ホームページや市報等による情報発信) ・(めぶき)資料の収集や図書の提供、めぶき講座の開催
(25)	めぶきの更なる利用促進のための周知・広報を図る	【めぶき】	・市内各施設へのリーフレットや広報紙の配布、各種メディア(新聞、ラジオ、HP等)・案内板を活用した施設の周知 ・自治会、地域各種団体への周知 等 ・メルマガ等、IT 活用の研究
(26)	男女共同参画の浸透を図るための公共施設間のネットワークの構築	【企画政策課】【めぶき】【情報センター】【青少年ホーム】【老人センター】【中央公民館】【市立博物館】【市民図書館】【はごろも学習センター】	・各公共施設の利用情報等を交換するネットワークの構築
(27)	男女共同参画を推進する市民団体・NPO等との連携	【企画政策課】【めぶき】	・男女共同参画に関する活動を行う市民団体・NPO等への情報提供や協働事業の実施
(28)	女性相談専任部署の設置と充実	【企画政策課】【めぶき】【児童家庭課】	・(企男女・児童)相談事業の総合的なサポートを行う専任部署の設置にむけた研究・検討 ・(めぶき・児童)相談事業の周知・広報。関係部署との連携。

【 目標 4 】女性に対する暴力の根絶

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(29)	女性への暴力被害から人権と生命を守り自立を支援するための、相談体制の充実及び関係機関等のネットワークの構築	【企画政策課】【児童家庭課】【めぶき】【IT推進室】【税務課】【納税課】【市民生活課】【市民課】【福祉総務課】【保育課】【障がい福祉課】【保護課】【介護長寿課】【国民健康保険課】【健康増進課】【建築課】【指導課】【学務課】【選挙管理委員会】	・庁内の関係部署によるネットワークの構築(最終的には警察や女相をも含むネットワークの構築) ・被害者の情報保護に関する取扱い要綱の制定
(30)	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定	【企画政策課】【児童家庭課】	
(31)	DV 及び児童虐待防止対策の推進	【企画政策課】【めぶき】【児童家庭課】【市民生活課】	・地域連絡会委員による地域住民への啓発 ・チラシ・ポスター等による啓発 ・DV 防止のための講座の開設 ・「女性に対する暴力をなくす運動」の取組み ・県事業との連携(配偶者等からの暴力対策連絡会議への参加、出前講座の活用等)

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(32)	DV 被害者相談支援センターの設置	【企画政策課】【児童家庭課】	・センター設置にむけた調査・研究(DV 防止法上の配偶者暴力相談支援センターの機能を兼備え、さらにその他のパートナーからの暴力による被害をも救済できるセンターの設置検討)
(33)	DV に関する関係職員を対象とした二次被害を防止するための事前学習の実施	【企画政策課】【児童家庭課】	・相談員および関係職員を対象とした学習会の実施
(34)	DV 被害者の住宅確保に関する支援	【児童家庭課】【保護課】【建築課】【企画政策課】	・公営住宅に限らず、民間住宅等を含めた住まいの確保に関する支援の研究 ・DV 被害状況を考慮した生活保護制度の適用
(35)	DV 加害の再発防止にむけた関係機関との連携	【児童家庭課】【企画政策課】	・県事業(DV加害者更正相談事業等)との連携
(36)	あらゆる性犯罪防止のための各種啓発	【企画政策課】【市民生活課】	・「女性に対する暴力をなくす運動」の取組み ・警察との連携や、各種防犯対策事業による啓発
(37)	売買春根絶のための各種啓発	【企画政策課】【市民生活課】	・「女性に対する暴力をなくす運動」の取組み ・警察との連携や、各種防犯対策事業による啓発
(38)	児童買春、児童ポルノ等幼児・児童生徒が性犯罪の被害者にならないための教育	【保育課】【指導課】	・保育所～中学校における性教育の実施
(39)	ストーカー行為による被害防止のための各種啓発	【企画政策課】【市民生活課】	・「女性に対する暴力をなくす運動」の取組み ・警察との連携や、各種防犯対策事業による啓発

【 目標 5 】 多様な性の尊重

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(40)	多様な性を尊重し、偏見や差別をなくすための啓発	【企画政策課】【めぶき】【保育課】【指導課】	・市報等を活用した啓発 ・めぶき講座の実施 ・子どもたちに対する啓発
(41)	社会教育における性教育、多様な性の尊重に関する人権教育の実施	【健康増進課】【中央公民館】	・(健増)生物学的な性の理解を広めるための啓発活動 ・(中公)中央公民館講座での性教育・人権教育の実施
(42)	学校教育における発達段階に応じた性教育、多様な性の尊重に関する人権教育の実施	【指導課】	・小・中学校において発達段階に応じた性教育、性的マイリティーを含めた人権教育を実施する。
(43)	セクシュアル・マイリティーの尊厳のための申請書等の不要な性別欄の削除	【関係各部署】	

< 基本方針 2 > あらゆる分野での男女共同参画

【 目標 6 】 女性の政策・方針決定の場での参画推進

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(44)	政策・方針決定の場に女性が参画するための女性自身の意識改革	【企画政策課】【めぶき】【人事課】	・(企男女)他関係機関(21世紀職業財団等)の講座の活用・周知 ・(企男女)リーフレットの配布やHP・市報等による啓発 (めぶき)めぶき講座での啓発 ・(人事)職員を対象にした研修の実施
(45)	女性委員ゼロの審議会の解消及び、目標数値(40%)の達成	【関係各部署】	
(46)	審議会等委員への女性登用促進要綱の遵守	【関係各部署】	
(47)	女性を含め広く市民の視点を取り入れるための審議会等委員の公募化の推進	【行政改革室】【関係各部署】	・行政改革室による公募化促進 ・各部署で審議会等委員の公募化について導入を検討、実施
(48)	審議会等における女性の割合の調査・公表	【企画政策課】【行政改革室】	
(49)	専門性をもつ女性及び男女共同参画の視点をもつ男性の人材バンクの充実及び活用促進	【企画政策課】【全部署】	・各部署で把握している専門性を持つ女性(様々な場で活動が期待できる女性)を女性人材バンクに推薦する。 ・女性人材バンク登録者の募集、更新および活用促進
(50)	人材バンク登録者研修会を開催し、男女共同参画の視点をもつ人材育成を行う	【企画政策課】	
(51)	女性職員の役職への積極的登用(ポジティブ・アクション)及びチャレンジが可能となる環境整備	【人事課】	・登用計画に沿った女性職員の積極的登用 ・特定事業主行動計画に基づく働きやすい職場づくり ・女性の意識改革や能力向上のための研修の開催や派遣

【 目標 7 】 地域社会での男女共同参画の推進

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(52)	男女共同参画の視点をもった地域社会活動・ボランティア活動等の促進	【関係各部署】	・男女のバランスのとれた地域活動やボランティア活動の推進 ・地域社会における方針決定の場への女性の参画
(53)	地域福祉計画に基づいた人材の掘り起こし及び相互扶助のネットワークづくり	【福祉総務課】	
(54)	各種団体の役員等への女性の積極的登用促進	【関係各部署】	・各部署で関わりのある各種団体における役員への女性登用状況の把握及び女性登用の促進
(55)	NPO等社会活動グループの活動支援及び協働のためのネットワークの構築	【秘書広報課】【関係各部署】	・(秘書)市内NPOの把握と支援制度の研究(組織化の支援、活動拠点の整備等) ・(秘書)NPOに関する情報の提供 ・(各部署)地域づくりへのNPO等社会活動グループの積極的活用
(56)	保育参観、授業参観、保護者会等への男性の積極的参加の促進	【保育課】【指導課】	・たより等による保護者への啓発 ・参加しやすい日時の設定(日曜参観等)

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(57)	単身世帯等、多様な生き方に対応した支援策の検討	【市民生活課】【福祉総務課】 【介護長寿課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(市生)稼働年齢層の単身世帯の生活状況の把握と地域課題の研究 ・(福総)稼働年齢層のお手伝いパーソン等への人材活用 ・(介護)高齢単身世帯への支援事業の充実(一人暮らし老人等保健飲料給付事業や配食サービス等) ・(介護)高齢者の実態把握調査による高齢単身世帯の課題の調査・研究

【目標8】男女共同参画社会に向けた就労環境の整備

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(58)	女性の労働に対する適正評価の促進	【商工振興課】【人事課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)管理職に対する啓発(研修やアンケート調査等)
(59)	事業所における女性の方針決定過程への参画及びポジティブ・アクションの促進	【商工振興課】【人事課】 【企画政策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・ポジティブアクションに関する研修会等への案内、啓発資料の配布
(60)	女性のキャリアアップの機会を積極的に設けるよう、管理職への周知(総括的業務、庶務的業務に性別に偏りなく)	【商工振興課】【人事課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)企業に対する啓発、キャリアアップに関する研修会等への案内、啓発資料の配布 ・(人事)管理職に対する啓発(研修やアンケート調査等)
(61)	職域(職種)が、性別により制限されないような環境整備	【商工振興課】【人事課】【企画政策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)・企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)業務における男女のバランスの実態調査(総括的業務、庶務的業務において性別に偏りがいないか) ・(人事)人材育成、研修機会(多様な職場経験含む)の確保に努めるよう管理職へ周知する ・(人事)市役所における人事方針への反映 ・(企男女)参画週間や市報等における市民への啓発
(62)	事業者に対する男女雇用機会均等法の周知徹底と労働に関する法令の遵守	【商工振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法や母性保護に関する法律の周知
(63)	非正規雇用労働者の待遇の改善	【商工振興課】【人事課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)嘱託・臨時職員の待遇の改善
(64)	母性健康管理対策の推進	【商工振興課】【人事課】【健康増進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工・人事)妊娠や子育てにより女性が不利益を受けない職場づくりのための啓発 ・(健増)「次世代育成推進計画」の中に含まれている母子保健事業の実施
(65)	育児休業等を利用した際の昇給延伸の是正、又は、利用者に対して昇給延伸等の内容について情報提供を行う	【商工振興課】【人事課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)職員に対する制度の周知

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(66)	介護休暇をとりやすい就労環境の整備	【商工振興課】【人事課】	・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)職員に対する制度の周知、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくり
(67)	事業所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の徹底及び相談窓口の設置	【商工振興課】【人事課】	・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)セクハラ防止規程の運用
(68)	事業所におけるパワー・ハラスメントの防止対策の徹底及び相談窓口の設置	【商工振興課】【人事課】	・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(人事)パワハラ防止規程の整備と運用
(69)	「旧姓使用取扱要綱」の運用	【人事課】	・職員のニーズ調査(旧姓使用希望者の把握、適用範囲の調査等) ・他市町村事例の調査・研究、および要綱の制定
(70)	家族で営む事業の場における女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画の促進	【商工振興課】【農水振興課】	・家族で営む事業所の状況把握 ・農家への家族経営協定制度の周知、締結促進
(71)	学校教育における性別にとらわれない進路指導	【指導課】	・小・中学校において、進路に対して、性別とらわれず選択できるような情報提供、指導を行う。(進路指導担当職員 全教職員) ・性別にとらわれない職場体験学習の実施
(72)	事業者等に対し、男女共同参画の推進についての評価基準を設け顕彰する	【企画政策課】【商工振興課】	

【目標9】文化継承の決定の場への男女共同参画

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(73)	文化の保存、継承、創造の決定の場への男女共同参画	【生涯学習課】【文化課】	・文化行事について実施主体(実行委員会等)の意思決定の場への男女共同参画を促す
(74)	ジェンダーの視点に立った伝統文化の学習・研究	【生涯学習課】【文化課】【市立博物館】	・伝統文化や歴史をジェンダーの角度から学習する場の設定 ・男女共同参画の視点にたった伝統文化の研究の推進(新たな伝統を築く段階では、男女平等の考え方を基本にもつこと)

<基本方針3> 多様な生き方と自立を促進するための条件整備

【目標10】リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(75)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透のための啓発及び講座の開設	【企画政策課】【めぶき】【健康増進課】	・(企男女)各種メディア(市報、チラシ、リーフレット、HP等)による啓発 ・めぶき講座の開催 ・(健増)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った母子の健康確保事業の実施(両親学級、妊産婦・新生児訪問指導等)

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(76)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する女性相談事業の実施	【めぶき】【児家家庭課】【健康増進課】	・(めぶき・児童)心とからだに関する相談受付、他機関との連携 ・(健増)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った母子の健康確保事業の実施(ふたば健康相談等)
(77)	生涯を通じた女性の心と体の健康の確保の推進	【健康増進課】【健康支援課】	・妊産婦健康診査、子宮ガン・乳がん健診等の実施 ・実態調査等の実施
(78)	次世代育成支援行動計画に基づく母子の健康確保事業の推進	【健康増進課】	
(79)	思春期における保健福祉体験学習	【健康増進課】【指導課】	

【目標11】男女共同参画社会に向けた自立支援

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(80)	子育て・介護を含めた、仕事と家庭の両立支援及び雇用環境の整備	【人事課】【商工振興課】【保育課】【障がい福祉課】	・(人事)特定事業主行動計画に基づく両立支援の推進 ・(商工)企業に対する育児・介護休業法の周知徹底、普及促進 ・(保育)次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援(保育サポーターの育成、子育てサークルへの支援、子育て中の親と経験者との交流事業等) ・(障福)障がい児日中一時支援事業の実施
(81)	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	【保育課】【指導課】	・待機児童の解消、保育サービスの充実(延長保育や夜間保育など保育時間の拡充)、市立幼稚園における預かり保育の実施 ・市立幼稚園2年保育モデル事業の実施
(82)	働く男女の支援としてのファミリーサポートセンターの充実	【商工振興課】【児家家庭課】	・おまかせ会員の養成 ・各種メディアを活用した事業の周知
(83)	ジュニア・センター設置へ向けての調査・研究	【生涯学習課】【指導課】 【青少年サポートセンター】	・中高生の居場所づくりのためのセンター設置にむけた調査・研究
(84)	育児・介護休業制度の性別にとらわれない利用の促進	【商工振興課】【人事課】	・(商工)企業に対する育児・介護休業法の周知徹底及び利用促進のための啓発 ・(人事)特定事業主行動計画に基づく取得促進及び目標数値の達成
(85)	ひとり親家庭自立促進計画の推進(生活面・経済面の自立支援、相談体制の充実)	【児家家庭課】【商工振興課】 【保育課】【障がい福祉課】【保護課】 【健康増進課】【健康支援課】 【建築課】	・(児童)各種手当て、制度の維持及び周知徹底 ・(商工)公共職業安定所等との連携による就業支援の実施 ・(保育)保育所への優先入所の継続実施 ・(障福・保護)関係各課との連携 ・(健増)母子保健事業との連携による早期発見・早期支援の実施 ・(健支)健康相談事業との連携による早期発見・早期支援の実施 ・(建築)市営住宅入居募集時における抽選率優遇の検討

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(86)	女性の能力開発のための技術習得講座の実施及び再就職への支援	【商工振興課】【人事課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)就業支援としての講座の実施及び訓練の場(インターンシップや職場体験等)の提供を検討 ・(商工)ハローワークを通じた募集情報の提供 ・(人事)講座、研修会等の実施
(87)	女性企業家及び起業を目指す女性への支援	【商工振興課】【めぶき】	<ul style="list-style-type: none"> ・各種融資制度等の周知 ・商工会との連携による情報提供(セミナー等への案内) ・めぶき講座の実施
(88)	多様な働き方の選択を可能にする就業条件の整備	【商工振興課】【人事課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(商工)次世代育成支援計画による支援対策の実施 ・(商工)企業に対する啓発、状況調査 ・(商工)ワーク・ライフ・バランスに関する講演会等への案内 ・(人事)特定事業主行動計画による支援対策の実施 ・(人事)働き方に関する職員のニーズ調査 ・(人事)在宅勤務や半日勤務等、多様な働き方に関する研究

【目標12】 少子高齢社会における男女共同参画

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(89)	社会保障制度(年金・医療・介護等)に関する広報啓発及び相談体制の整備	【市民課】【障がい福祉課】【介護長寿課】【国民健康保険課】	
(90)	高齢者・障がい者の社会参加の支援と基盤整備	【障がい福祉課】【介護長寿課】【商工振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(障福)パネル展等を通じた活動紹介 ・(障福)各種生活支援事業の継続充実 ・(介護)デイサービス事業やシルバーパスポート事業等、生きがいや健康づくり事業の充実 ・(商工)シルバー人材センターとの連携
(91)	高齢者・障がい者の経済的自立のための支援	【障がい福祉課】【商工振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ・(障福)授産施設等への補助金の交付 ・(障福)各種手当て・制度の周知 ・(障福)就業支援に関する情報の提供 ・(商工)シルバー人材センターとの連携
(92)	介護される側の人権の尊重(性の尊重を含む)	【障がい福祉課】【介護長寿課】【福寿園】	<ul style="list-style-type: none"> ・(障福・介護)介護される側の人権尊重に関する啓発(虐待防止等) ・(福寿)同性介護体制の整備 ・(福寿)介護される側の人権の尊重に関する職員研修の実施
(93)	高齢者・障がい者に対する介護サービスの充実	【障がい福祉課】【介護長寿課】【福寿園】	
(94)	多様なニーズに応じた福祉施設の充実	【保育課】【障がい福祉課】【介護長寿課】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設・介護福祉の充実、障がい者のための福祉施設の充実
(95)	男性の家事・育児・介護への参加促進のための啓発	【企画政策課】【めぶき】【児童家庭課】【保育課】【介護長寿課】【健康増進課】【中央公民館】	<ul style="list-style-type: none"> ・(企男女)各種メディアを通じた啓発 ・(めぶき・中公)講座の開催 ・(児童)じのーんキッズ安心ネットによる子育て講演会の実施 ・(保育)たよりや保護者会等での啓発 ・(介護)男性の家事や介護に関する教室の開催 ・(健増)両親学級や父子手帳交付等を通じた啓発

< 基本方針 4 > 平和な社会とまちづくり

【 目標 1 3 】米軍普天間基地の早期返還と返還跡地のまちづくり

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(96)	妊産婦保護の視点を含めた基地から派生する健康被害調査の実施	【基地渉外課】【健康増進課】	・(基渉)その他、基地から派生する人体への健康被害に関する調査・研究 ・(健増)基地の騒音・振動等による妊産婦の母体・胎児への影響調査の実施(低体重児の出生、流産の割合など)
(97)	基地から派生する人権侵害・健康被害についての相談体制の整備	【基地渉外課】【健康増進課】 【環境対策課】	・(基渉)基地被害110番による苦情受付 ・(基渉)基地被害に関する相談体制の整備 ・(健増)ふたば健康相談等による相談受付
(98)	平和、基地問題、跡地利用に関する方針決定の場への女性の積極的登用と男女共同参画の視点に立った事業の実施	【基地渉外課】【基地跡地対策課】 【秘書広報課】	・基地の返還及び跡地利用に関する計画への女性の参画(審議会等) ・事業の企画運営の場への女性の参画(慰霊の日事業、基地シンポジウム等)

【 目標 1 4 】男女共同参画で実現できるヒト・モノ・コトづくり

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(99)	性別、世代、障がいの有無等にかかわらずすべての人のまちづくりへの参画機会の確保	【行政改革室】【企画政策課】 【関係各部署】	・ハード、ソフト両面でのまちづくりに関する事業への多様な市民の参画促進(公募化の推進等) ・パブリック・コメント制度の推進 ・総合計画策定や自治基本条例制定にむけた多様な市民の参画 ・まちづくりに関する市民ワークショップの開催
(100)	男女共同参画の視点に立った、まちづくりに関する事業・イベントの開催	【関係各部署】	・事業・イベントの企画運営への男女の参画促進 ・各部署で開催するまちづくりに関する事業・イベントにおいて、男女とも参加しやすい場の設定(保育サービスの実施、日時設定、開催場所等)
(101)	まちづくりリーダーの育成・支援(研修会の実施、情報提供)	【企画政策課】【商工振興課】 【関係各部署】	・(企画)地域づくり推進基金助成事業によるまちづくりリーダーの育成 ・(企男女)地域リーダー養成講座等への案内 ・(企男女)地域連絡会学習会の開催 ・(企男女)NWEC 男女共同参画推進フォーラム、女性の翼への市民派遣 ・(各部署)あらゆる分野でのまちづくりリーダーの育成支援
(102)	男女平等、共同参画の視点に配慮した文化、産業、市民活動の支援	【商工振興課】【農水振興課】 【生涯学習課】	・文化祭や産業まつりにおける男女共同参画
(103)	NPO等社会活動グループの活動支援及び協働のためのネットワークの構築(再掲)	【秘書広報課】【関係各部署】	・(秘書)市内NPOの把握と支援制度の研究(組織化の支援、活動拠点の整備等) ・(秘書)NPOに関する情報の提供 ・(各部署)地域づくりへのNPO等社会活動グループの積極的活用

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(104)	都市基盤整備に関する審議会等への女性の登用	【企画政策課】【障がい福祉課】 【都市計画課】【基地跡地対策課】	・ハード面のまちづくりに関する審議会(振興計画審議会、バリアフリーまちづくり推進協議会、都市計画、軍用地跡地)への女性登用の促進
(105)	まちづくりにかかわる部署への女性職員の積極的配置	【人事課】	・男女の偏りのある部署への配置見直し
(106)	性別、世代、障がいの有無等にかかわらずすべての人に使いやすい公共施設の環境整備	【関係各部署】	・各公共施設におけるバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に配慮した整備整備 ・子育て世代の男女に配慮した施設の環境整備
(107)	女性史の発刊に向けた調査・研究	【文化課】【企画政策課】	
(108)	自然環境保全の分野への男女共同参画	【環境対策課】【基地跡地対策課】	・環境保全分野への女性の参画(計画策定の時点からの参画)
(109)	安心・安全な生活環境づくりへの男女共同参画	【建築課】【都市計画課】【土木課】 【区画整理課】【障がい福祉課】	・(建設部)安心・安全な道路や公園、施設(民間施設含む)の整備(妊産婦、障がい者、高齢者等に配慮したまちづくり) ・(障福)バリアフリーのまちづくり基本計画に基づく環境整備や啓発事業の実施及び情報提供(バリアフリーマップの作成・促進等)
(110)	循環型社会の構築に向けた計画策定及び施策の実施における男女共同参画	【環境対策課】	・地球温暖化防止計画及び一般廃棄物処理基本計画への男女共同参画(計画見直し時の女性の参画、活動への男女共同参画)
(111)	防災・災害復興の取組みにおける男女共同参画	【総務課】【消防本部】	・男女共同参画の視点を取り入れたマニュアルの作成及び市民への周知

【目標15】男女共同参画の視点に基づく平和国際都市・宜野湾の構築

番号	具体的施策	担当部署	具体的な事業内容
(112)	男女共同参画の視点に立った国際交流・国際平和への貢献	【秘書広報課】【企画政策課】	・(秘書)国際交流事業や平和事業の継続 ・(企男女)女性の翼事業への市民派遣
(113)	外国人、特に女性や子どもの人権を守るための支援	【秘書広報課】【めぶき】 【児童家庭課】	・(秘書)アンケート調査等による実態把握 ・(めぶき・児童)ているや女性相談所等、関連機関との連携 ・(めぶき・児童)ているなど外国人に対応した相談事業の情報提供
(114)	外国人の生活環境整備のための情報提供、相談体制の充実及び関係機関との連携	【市民課】【関係各部署】	・(市民)外国人登録窓口における情報提供 (各部署)医療・教育・福祉等、行政サービス情報の翻訳パンフレットの作成
(115)	市内在住外国人との交流やネットワークづくり	【秘書広報課】	・国際交流協会事業への支援 ・留学生との交流事業の検討(大学との連携)

計画関連指標及び参考数値

計画関連指標

計画をより着実に推進するため、男女共同参画に関連する指標（目標数値）を設定し、施策の進み具合を評価します。

<基本方針1> 人権の尊重と男女平等社会の構築

	内 容	直近値 (H20年度)	目標値 (H25年度)	備 考 (関連施策)
1	男女共同参画啓発拠点（人材育成交流センターめぶき）の利用者数	5,200人	6,000人	(25)
2	めぶき講座への男性参加者の割合		20%	(25)
3	行政が作成する広報・出版物において固定的性別役割分担や性差別につながらない表現で作成した件数	28件	40件	(8)
4	市立保育所、幼稚園、小・中学校のうち、男女混合名簿を採用している学校数	5校	12校	(18)
5	市職員が「“男女共同参画”を意識し、実行している」と回答した割合		80%	(11)

<基本方針2> あらゆる分野での男女共同参画

	内 容	直近値 (H20年度)	目標値 (H25年度)	備 考 (関連施策)
6	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	26.2%	40%	(45)
7	男女共同参画人材バンクの登録者数		100人	(49)
8	市役所の管理職や役付職員のうち、女性の占める割合(係長級以上)	18.9%	33%	(51)
9	市議会議員における女性の割合	7.1%	30%	(44)
10	市内小・中学校のPTA会長のうち、女性の占める割合	9.1%	40%	(54)
11	市内各自治会のうち、女性自治会長の占める割合	34.8%	40%	(54)
12	地域のお手伝いバンクの整備(自治会単位)		23ヶ所	(53)
13	チュイシージーセンター(1)の設置箇所数		4ヶ所	(53)
14	お助けパーソンの配置人数		12人	(53)

<基本方針3> 多様な生き方と自立を促進するための条件整備

	内 容	直近値 (H20年度)	目標値 (H25年度)	備 考 (関連施策)
15	放課後児童健全育成事業の実施箇所数	16ヶ所	20ヶ所	(80)
16	一時保育事業の実施箇所数	4ヶ所	8ヶ所	(80)(81)
17	延長保育の実施箇所数	15ヶ所	17ヶ所	(80)(81)
18	ファミリーサポートセンターの登録者数		600人	(82)
19	企業家に対する融資制度の申請状況(女性の比率)	17.6%	30%	(87)
20	男性の育児休業の取得率(市職員)	4.0%	30%	(84)

<基本方針4> 平和な社会とまちづくり

	内 容	直近値 (H20年度)	目標値 (H25年度)	備 考 (関連施策)
21	都市基盤整備に関する附属機関等への女性の割合	8.3%	40%	(104)

1 市民が居住する身近な地域で、福祉等の相談・支援に対応していくために、基礎圏域(自治会の区域)を中心とする地域の支えあいのしくみづくり等をサポートする拠点となる施設

2 各部門別計画等を参考にしている指標については、それぞれの目標値が改められた時点で、併せて改正していくこととする。指標(12)~(14)は地域福祉計画より(目標H22年度)、指標(15)~(17)は次世代育成支援行動計画より(目標H21年度)、指標(18)は商工振興課「ファミリーサポートセンター運営に関する経費」より(目標H23年度)、指標(20)は特定事業主行動計画より(目標H21年度)

参考数値

指標とは別に、男女共同参画に関する状況を知るうえで参考になる数値（参考数値）公表していきます。

NO	内 容
1	固定的性別役割分担の解消に向けた研修・学習会、啓発イベントの開催件数
2	女性に対する暴力に関する相談件数（ 1）
3	市民で管理的な職業に就いている女性の割合（ 2）
4	「両親学級」への父親の参加率
5	NPO 法人の認定団体数 <市>
6	自立支援教育訓練給付金の支給件数
7	母子家庭高等技能訓練促進費の支給件数
8	（市職員における）介護休暇の取得状況
9	職員の周知度（育児時間、育休）
10	妊婦健康診査の受診者数

1

児童家庭課の女性相談員及び人材育成交流センターめぶき相談員に寄せられた相談件数を対象にする。

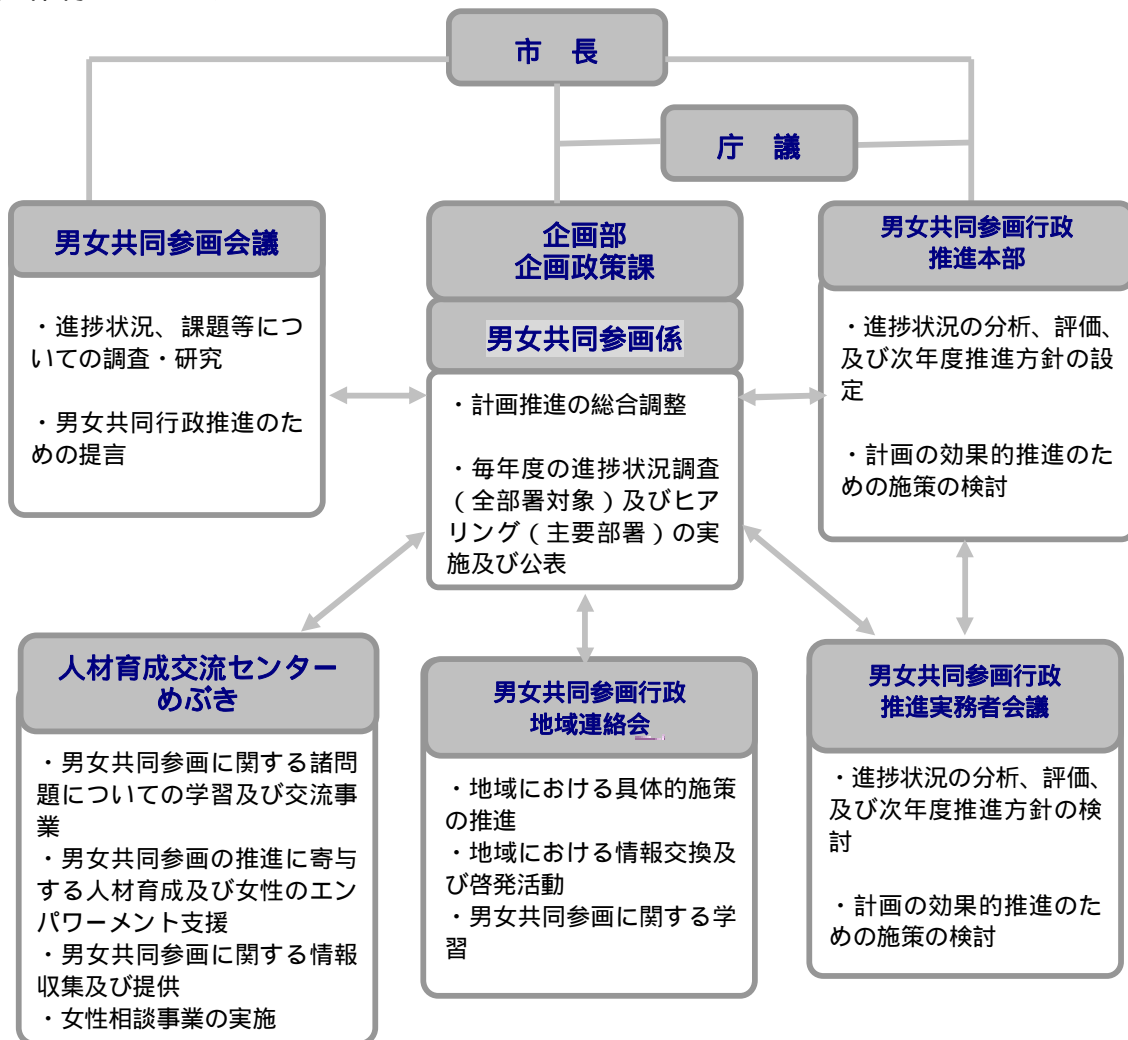
2

国勢調査（5年毎）の調査結果を参考に公表する。

市内推進体制の充実・強化

- ・この計画を実施するためには、市職員すべてが男女共同参画の意識を持つことが必要であり、各課の施策において常に男女共同参画の視点を基本にしつつ、推進することが求められます。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設けます。(モデル課の設置、推進日の設置等)
- ・これまでの全庁的な男女共同参画行政の推進体制を充実・強化し、その機能を最大限に発揮するため、その的確な運用について次のとおりシステム化します。
- ・市民、団体及び事業者等が自主的に男女共同参画を推進するための拠点として、さらに、人材育成交流センターめぶきの機能の充実を図ります。

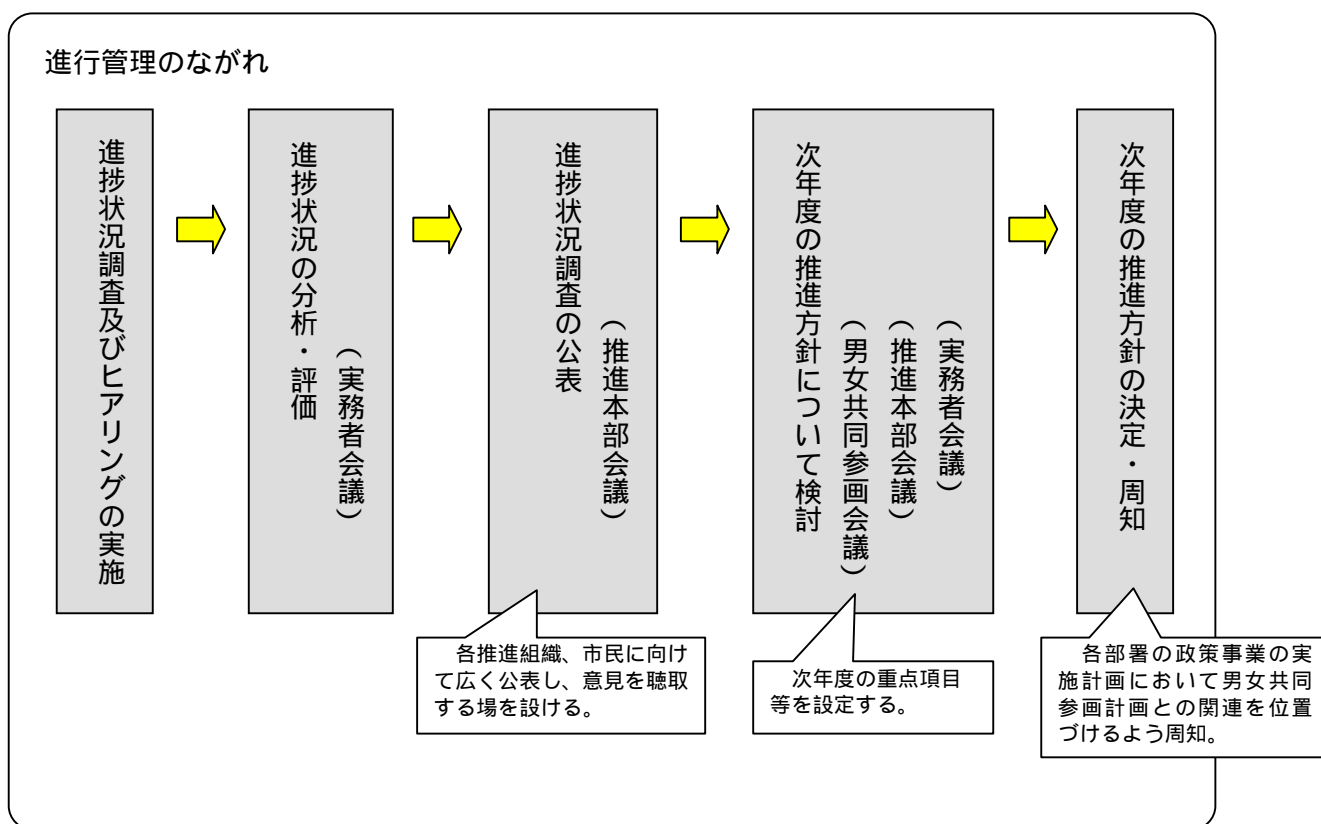
推進体制フローチャート



計画の進行管理

- ・計画の実効性を高め推進していくため、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価・公表し、進行管理体制を確立します。(下図参照)

- ・市民のチェックが働くよう、この計画の施策の評価方法を研究し、実施します。
- ・実施状況の点検や評価にあたっては、宜野湾市男女共同参画会議からの意見の反映や市民参加の場を設ける等、市民参画によるチェック体制を整備します。



市民との連携

- ・男女共同参画社会の主体が市民であることから、この計画の実現は、行政の力だけで達成できるものではなく、市民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の自主的な取り組みが必要です。市民一人ひとりが当計画の目指す男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けて行動できるよう、計画の周知徹底を図り、きめ細やかな施策推進に努めます。
- ・地域連絡会による、地域の情報交換体制の充実・強化を図ります。
- ・女性団体や男女共同参画社会の実現に寄与する団体等による男女共同参画にかかわる市民活動を支援し、相互の協力を図ります。
- ・毎年度、フォーラム等のイベントを実施し、市民へ推進状況を報告し、意見を聴取します。その他可能な限り市民への周知、報告に努めます。

関連機関との連携

- ・国、県、その他男女共同参画に関する諸機関・組織との連携を図りながら効果的に推進します。
- ・宜野湾市内及び近隣市町村内の大学、地域、行政が理解と協調のもとに連携を深め、大学の持つ教育研究機能や、学生の感性と行動力を施策の展開に生かしていきます。

条例化

- ・平成 11(1999)年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定され、平成 15(2003)年 4 月に沖縄県男女共同参画推進条例が施行されました。宜野湾市においても、男女共同参画社会の早期実現を促進させるため、条例制定に向けて検討を行います。